

福岡銀行のリスク管理への取り組み

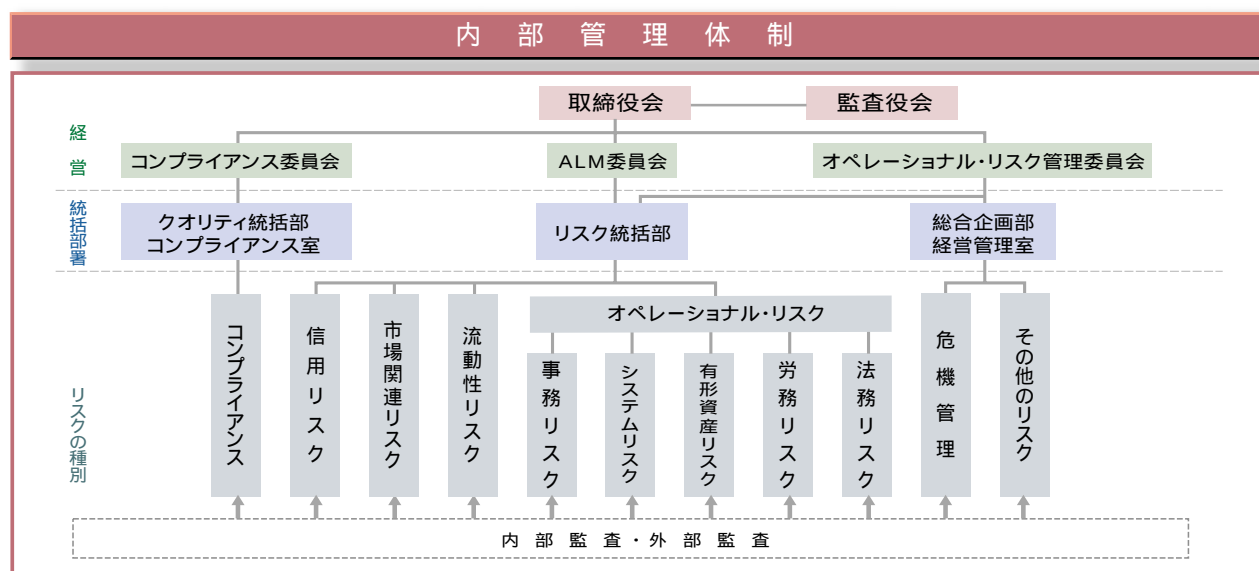
コンプライアンス(法令等遵守)態勢について

コンプライアンス(法令等遵守)は、信用が最大の財産ともいえる銀行にとって最も重要なテーマのひとつであり、ふくぎんでは、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、コンプライアンス態勢の充実と強化に取り組んでいます。

具体的には、コンプライアンスの統括部署である「クオリティ統括部コンプライアンス室」を中心として、関係各部と連携して各種法令や社会常識に則った業務処理が行われているかをチェックする体制を整備するとともに、行員の行動基準となる倫理規程・行内ルールおよび法令等を集大成した「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、それに基づいた行員の研修指導等を実施しています。

また、取締役会の下部組織として、外部の弁護士・公認会計士を交えた「コンプライアンス委員会」を設け、コンプライアンス態勢の評価・チェックを定期的に行うとともに、コンプライアンスを確実に実践していくための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、コンプライアンスに関わる組織や行内規程の一層の整備等に取り組んでいます。

ふくぎんは、お客さまや株主の皆さまからのより多くの信頼・支持を得るため、今後ともコンプライアンスの充実に努めてまいります。



■ 内部監査

内部監査は、経営目的を達成するための内部統制及びリスク管理態勢の適切性、有効性を、本部・営業店等の業務執行部門から独立した内部監査部門が評価・検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に係る提言を行うプロセスです。

ふくぎんでは、行内の他の部門から独立した監査部が「監査規則」に基づき、本部・営業店等に対して監査を実施しています。監査部は、内部統制及びリスク管理態勢の適切性、有効性を検証し、問題点の指摘のみならず、改善方法の提言を行うとともに、監査結果を取締役会等に報告しています。なお、監査計画の策定に際しては、リスクの種類・程度に応じて監査の頻度・深度に配慮するなど、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

また、今後予定されている新BIS規制(パーゼル)や財務報告にかかる内部統制強化に向けた規制(日本版SOX)等への対応に向け、内部監査態勢の強化を図ります。

■ 個人情報保護法への取り組みについて

平成17年4月1日から、『個人情報の保護に関する法律』が全面施行されました。ふくぎんは、お客さまに安心してお取引引きをいただけるよう、個人情報保護に関する関係法令を遵守するとともに、組織的な管理態勢の構築や従業員への教育・研修を通して、個人情報の適切な取り扱いの向上に努めています。また、お客さまの情報を不正なアクセスによる流出や紛失から防止するため、必要かつ適切な安全管理対策を実施し、継続的な改善と管理水準の向上に取り組んでいます。

ふくぎんでは、このような個人情報の保護に対する取組方針をとりまとめ、以下のとおり「個人情報保護宣言」として、ホームページや営業店のポスター、小冊子により公表しています。

個人情報保護宣言

個人情報保護宣言

株式会社 福岡銀行

当行は質の高い金融サービスを提供することにより、お客様の信頼にお応えするとともに、地域社会・経済の発展に貢献することを目指しております。お客様の個人情報は当行にとっても重要な財産であり当行はその適切な保護と利用を図るため、個人情報保護に関する関係法令、ルールおよび次に掲げる取組方針を遵守してまいります。

□ 情報の取得・利用について

- お客様の情報を取得する場合、適切かつ適法な手段で取得し、取得した情報については、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えて取扱いいたしません。

□ 利用目的の通知・公表・明示等について

- 利用目的・利用範囲を特定し、お客様に対し通知または公表いたします。また、お客様から直接書面等により情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示し、ローン等の融資業務においては、利用目的について同意を得ることといたします。

□ 安全管理措置

- お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

□ 情報の外部提供

- 法令等により例外とされている場合や公共の利益のために必要な場合を除いて、あらかじめお客様の同意を得ることなくお客様の情報を外部に提供いたしません。

□ 情報の開示・訂正等

- お客様からご自身の情報について開示等のご依頼があった場合、ご本人様の確認をさせていただいたうえで、特別な理由がない限り対応いたします。なお、ダイレクトメールをご希望されない場合は、お申し出により発送を中止いたします。

□ 情報の取扱いに関するご意見・苦情への対応

- お客様の情報の取扱いに関するご意見・苦情に迅速かつ適切に対応し、再発防止に取組みます。

□ 継続的な改善への取組み

- お客様の情報を適切に利用・管理するため、継続的に従業員の教育を実施し、取扱状況を点検いたします。また、このような取組みやお客からのご意見とおして、お客様の情報の取扱いについて継続的に改善を図ってまいります。

なお、お客様の個人情報の取扱いに関するご質問・ご意見・苦情は、営業店および次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

お問い合わせ窓口 ○株式会社 福岡銀行 サービス監査室 ○電話番号 0120-338-678(受付時間9:00～17:00 銀行休業日除く)平成17年3月23日 制定

■ 預金保険制度について

平成17年4月から当座預金や利息のつかない普通預金などは「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息等が保護されます。

● 預金保険対象商品と保護の範囲

預 金 等 の 分 類		
対象預金 商品 保険 の 範囲	当座預金・普通預金・別段預金	利息がつかないなどの条件を満たす預金(注2)は全額保護
	定期預金・貯蓄預金・通知預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)・金融債(ワイドなどの保護預り専用商品に限りません)など(注1)	合算して元本1,000万円までとその利息等(注3)を保護 (1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます) (一部カットされることがあります)
対象外 商品 保険 の 範囲	外貨預金・譲渡性預金・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)・金融債(保護預り専用商品以外のもの)	(破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります))

(注1)このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。(注2)決済用預金といえます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。(注3)定期預金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護されます。